国民新党
職務代行者の氏名　鈴木　貴司
職務代行者の住所　東京都千代田区平河町二―七―五
自由民主党
数定条うち第二十三条第二項の規定に十四年七月二十三日の選任
七　二　三　九　五　四　三　二　一　五　四　三　二　一　五　四　三　二　一
松野頼久　福嶋健一郎　藤田一枝　吉田統彦　松野信夫　広田一（西村まさみ）
民主党
所属国会議員（なのつた）　中津川博郷
民主党
所属国会議員の住所　中屋大介
自由民主党
数定条うち第二十三条第二項の規定に十四年七月二十三日の選任
七　二　三　九　五　四　三　二　一　五　四　三　二　一　五　四　三　二　一
松野頼久　福嶋健一郎　藤田一枝　吉田統彦　松野信夫　広田一（西村まさみ）
民主党
所属国会議員（なのつた）　氏名
民主党
所属国会議員の住所　氏名
新党大地・真民主
数定条うち第二十三条第二項の規定に十四年九月二十三日の選任
七　二　三　九　五　四　三　二　一　五　四　三　二　一　五　四　三　二　一
小泉俊明　小林興起
民主党
所属国会議員（なのつた）　氏名
民主党
所属国会議員の住所　氏名
自由民主党
数定条うち第二十三条第二項の規定に十四年七月二十三日の選任
七　二　三　九　五　四　三　二　一　五　四　三　二　一　五　四　三　二　一
鈴木貴司
職務代行者の住所　東京都千代田区平河町二―七―五
国民新党
職務代行者の氏名　鈴木貴司

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第６５２号

宮城県名取市名取が丘６丁目４番14号
債務者　冨澤久美子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田いずみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号

山形市大字吉野宿88番地
債務者　鈴木　一志
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７５号

岡山市北区東古松５丁目１番22号
債務者　笹山　善男
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　秀介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５４号

広島市安佐北区真亀１丁目21番10号
債務者　荊尾　嘉一
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜風呂英嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

3　破産管財人　弁護士　小澤　義彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８１７号

神戸市北区大原２丁目７番地の５
債務者　内海　浩一
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３４号

兵庫県三田市学園３丁目２番地Ｉ棟210号
債務者　山本　忠之
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７５号

岡山市北区東古松５丁目１番22号
債務者　笹山　善男
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　秀介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５４号

広島市安佐北区真亀１丁目21番10号
債務者　荊尾　嘉一
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜風呂英嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部